

平成30年度（2018年度）  
**社会福祉法人広島市社会福祉協議会非常勤職員**  
**（畑賀福祉センター事務推進員）募集案内**

平成31年（2019年）2月1日  
 社会福祉法人 広島市社会福祉協議会

<b>第1次試験日</b>	平成31年2月17日（日）
<b>申込受付期間</b>	平成31年2月1日（金）～2月14日（木）（必着）

**1 募集区分、採用予定人数等**

募集区分	採用予定人数	勤務場所	職務概要
事務推進員	1名	畑賀福祉センター	福祉施設管理運営業務 ・施設の利用受付 ・利用料の収納事務 ・施設の維持管理業務など

**2 受験資格**

次の（1）から（2）までの全ての要件を満たす人

（1）次のいずれかに該当する人（平成31年3月末日までに取得見込みの人を含む。）

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（2）次のいずれにも該当しない人

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 社会福祉法人広島市社会福祉協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 学校卒業後就職が決まらず、求職中の方も、上記の受験資格を満たす場合には申し込むことができます。

**3 試験の日時、会場、合格発表**

区分	日時	会場	合格発表
第1次試験	2月17日（日） 午前10時集合 （正午頃終了予定）	広島市総合福祉センター会議室2 BIG FRONT ひろしま 5階 （広島市南区松原町5番1号）	2月19日（火）
第2次試験	2月22日（金） 詳しくは、第1次試験の合格通知書でお知らせします。		2月27日（水）

[注]（1）試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。

（2）第1次試験の結果は、合格者の受験番号を広島市社会福祉協議会事務室前（広島市総合福祉センター内・BIG FRONT ひろしま 6階）に掲示するとともに、広島市社会福祉協議会のホームページに掲載し、合格者にのみ通知します。第2次試験の結果は、合格にかかわらず受験者全員に通知します。

（3）電話・メール等での可否の問合せは受け付けません。

#### 4 試験の内容

区分	科目等	内 容
第1次試験 [100分]	一般教養	社会科学、人文科学、自然科学、数的推理、判断推理等についての択一式筆記試験 [25問全問回答]
	作文	文章による表現力等についての筆記試験 [約800字] (前回試験の出題テーマ:福祉センターを管理するうえで、心得ておくべき点は何だと考えますか。)
第2次試験	面接	主として人物、識見等についての個別面接
	身体検査	胸部X線撮影等職務遂行に必要な健康状態についての医学的検査

#### 5 申込手続及び受付期間

##### (1) 提出書類

申込書(最近3か月以内に撮影した写真(正面向き、脱帽、上半身のもの)を必ず貼ってください。なお、提出書類は受付後、返却しません。)

##### (2) 提出先

〒732-0822  
広島市南区松原町5番1号  
社会福祉法人広島市社会福祉協議会 総務課

##### (3) 受付期間

平成31年2月1日(金)～2月14日(木) (必着)

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送による申込みは、2月14日(木)までに上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。2月8日(金)以降に投函する場合は、必ず「速達」としてください。

##### (4) 個人情報の取扱い

申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。

#### 6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、平成31年4月1日に採用する予定です。

(2) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、平成31年3月末日までに取得できない場合は、採用される資格を失います。

#### 7 待遇、勤務条件等

##### (1) 任用期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。

(なお、平成32年4月1日以後指定管理が終了する平成34年3月31日までの間で、引き続き1年ごとに勤務をお願いすることがあります。また、引き続き指定管理者になった場合は、さらに、指定管理期間の範囲内で1年ごとに勤務をお願いすることがあります。ただし、特に支障がある場合を除き、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。)

##### (2) 勤務日、勤務時間

勤務日は原則として、水曜日から月曜日までのうち5日。勤務時間は原則として、午前8時30分から午後5時15分までのうちの7時間45分勤務(週38時間45分)。

##### (3) 勤務を要しない日

火曜日、4週間につき所属長(施設を管理する安芸区社会福祉協議会事務局長)が指定する4日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日、8月6日及び12月29日から翌年の1月3日まで。

##### (4) 勤務場所

畑賀福祉センター(広島市安芸区畑賀3-30-14)

(5) 報酬

月額168,100円(平成30年度実績)

この他に交通費、増額報酬が規定に基づいて支給されます。

(6) その他

年次有給休暇、特別休暇、健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険があります。

なお、採用されるまでに規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

8 その他受験に当たっての注意事項

(1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場にお越しください。

(2) 試験会場には専用駐車はありませんので、車での来場はご遠慮ください。

(3) 不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください(試験の内容に関わる質問にはお答えできません。)

◇ 問 合 せ 先 ◇

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 総務課 庶務係

電話：(082)264-6400

〒732-0822 広島市南区松原町5番1号

広島市総合福祉センター内

社会福祉法人広島市社会福祉協議会のホームページアドレス

(<http://shakyo-hiroshima.jp/>)